

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）案

令和4年6月 日

(名称) 三原市地域公共交通活性化協議会

(代表者名) 会長 上水流 久彦

1. 生活交通改善事業計画の名称
福祉タクシー導入計画
2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
今後、高齢化社会の進展や障害者の社会進出への対応は重要な課題である。このような中で、ドア・ツー・ドアの運送を行うことができるタクシー事業の必要性・存在意義は増していくと考えられる。そのため、地域内の福祉タクシー車両を増加させることにより、タクシー事業者が上記課題に積極的に対応していく必要がある。
3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
(1) 事業の目標
令和4年5月時点において、三原市内には10台の福祉タクシー車両が導入されている。また、国は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本方針において、令和7年度末までに全国で90,000台の福祉タクシーを導入することを目標として掲げている。 本市においても、市内を運行するタクシー事業者の福祉タクシー導入を促進し、より一層のバリアフリー化を図る。
(2) 事業の効果
福祉タクシー車両を増加させることで高齢者や障害者の移動の円滑化が図られる。
4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
(内容) ※具体的に記載すること。 令和5年3月までに実施予定。 スロープ付タクシー車両の導入（1台）：(株)アップル介護サービス
(実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について) ※3区分すべてについて記載すること
(有)アップル介護サービス：身体・知的 各1割引 精神 設定なし
(実施事業者（補助対象事業者）における特定地域での減休車の状況について ※特定地域外の事業者及び福祉限定事業者は記載不要)
(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 (※全国的にみて地域の独自性があると考え事業内容を記載。ただし、以下の事業に該当する場合は必ず記載)
〈バスターミナルに係る事業〉該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和4年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
導入事業	2,020 千円	600 千円	千円	千円	1,420 千円
	100%	30%	%	%	70%
合 計	2,020 千円	600 千円	千円	千円	1,420 千円
	100%	30%	%	%	70%

※総事業費については見込み額を記載。
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

令和5年度（翌年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%
合 計	千円	千円	千円	千円	千円
	100%	%	%	%	%

※総事業費については見込み額を記載
 ※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月	4月	9月	12月	3月
スロープ付タクシー車両の導入		9月1日着手		1台								
												3月31日完了

7. 協議会の開催状況と主な議論

・令和4年6月21日 協議会にて当該計画について合意。

8. 利用者等の意見の反映

※意見を募集した方法、主な意見の内容、意見への対応について記載。

・(有)アップル介護サービスは福祉タクシー1台を有しているが、利用者からリクライニングの車いすが乗ることができないとの声があり、車いすも安心して乗車できるよう広くて高さのある車種を導入する。

9. 協議会メンバーの構成員

一般乗合旅客自動車運送事業者	芸陽バス(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者	三原交通(株)
一般旅客定期航路事業者	土生商船(株)
住民又は利用者の代表	高坂町内会 本郷町町内会長連合会 久井町自治区連合会 大和町自治振興連合会
広島運輸支局長又はその指名する者	中国運輸局広島運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	日本私鉄労働組合総連合会私鉄中国地方労働組合芸陽バス支部
学識経験を有する者	県立広島大学教授 独立行政法人国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校教授
各種団体の代表	三原市老人クラブ連合会 みはらウィメンズネットワーク 三原市PTA連合会 三原市社会福祉協議会 三原商工会議所
三原警察署長又はその指名する者	広島県三原警察署
広島県知事又はその指名する者	広島県地域政策局交通対策担当
三原市長又はその指名する者	三原市建設部、都市部、生活環境部
その他市長が必要と認める者	中国運輸局尾道海事事務所

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 広島県三原市港町三丁目5番1号

(所 属) 三原市生活環境部生活環境課

(氏 名) 岡本 大希

(電 話) 0848-67-6178

(e-mail) seikatsukankyo@city.mihara.lg.jp